

亀岡市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年1月31日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 齊藤一義

財政援助団体等監査の結果に関する報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

令和6年度財政援助団体等監査

2 監査の対象年度

令和5年度

3 監査の対象

- (1) 公益財団法人亀岡市福祉事業団、公益財団法人亀岡市農業公社、亀岡商工会議所及び公益社団法人亀岡市シルバー人材センターの財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について
- (2) 健康福祉部地域福祉課、産業観光部農林振興課、産業観光部商工観光課及び健康福祉部高齢福祉課の財政的援助等に係る事務の執行について

4 監査の着眼点

(1) 財政援助団体

亀岡市が補助金等の財政的援助を行っている団体について、財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

(2) 公の施設の指定管理者

亀岡市が公の施設の管理を行わせている団体について、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

令和5年度に亀岡市から監査対象団体へ交付された補助金等の中から抽出して監査を行った。

監査対象団体及び所管課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し、監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査委員室及び監査対象団体会議室等

(2) 監査日程

団体名	監査期間	ヒアリング実施日
公益財団法人 亀岡市福祉事業団	令和6年9月13日から 令和7年1月31日まで	令和6年10月7日
公益財団法人 亀岡市農業公社		令和6年10月11日
亀岡商工会議所		令和6年10月15日
公益社団法人亀岡市 シルバー人材センター		

7 監査委員の除斥

亀岡商工会議所の監査は、地方自治法第199条の2の規定により、関本孝一監査委員を除斥して行った。

第2 監査の結果

1 公益財団法人亀岡市福祉事業団の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市福祉事業団（以下、「福祉事業団」という。）は、障がい者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の職業生活・教養の向上、健康の増進、就労支援、社会参加・交流・余暇活動の促進、連帯感の醸成等に関する事業を行うことにより、市民福祉の増進に寄与することを目的として活動している。

これらの目的を達成するため、主に次の事業を行っている。

- (ア) 障がい者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の職業生活・教養の向上、健康の増進、就労支援、社会参加・交流の促進等に関する各種講座やセミナー、相談等の事業
- (イ) 障がい者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の主体的な福祉活動の促進に関する指導・助言事業
- (ウ) 亀岡市総合福祉センター管理運営に関する事業
- (エ) その他、福祉事業団の目的を達成するために必要な事業

イ 組織（令和6年3月31日現在）

- (ア) 役員 理事 6人
(うち理事長1人、常務理事1人)
 - 監事 2人
 - 評議員 6人
- (イ) 事務局 館長 1人（常務理事・課長兼務）
 - 主幹 1人
 - 主査 1人
 - 主事 2人
 - 再雇用職員 2人
 - アルバイト職員 24人

(2) 補助金の概要

令和5年度に亀岡市から福祉事業団へ交付された補助金総額は16,877,537円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

補助金名称	補助金額	補助内容
公益財団法人 亀岡市福祉事業団活動補助金	16,877,537	福祉事業団が総合福祉センターの設置目的達成に向けて行う活動経費に対する補助

(3) 指定管理料の概要

令和5年度に亀岡市から福祉事業団へ支払われた亀岡市総合福祉センターに係る指定管理料は21,799,000円である。

その内訳は、人件費（職員給与等）、事務費（委託費、光熱水費、修繕費等）となっている。

(4) 監査の結果

ア 福祉事業団に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金及び指定管理料に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

a 職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の時間単価の計算に誤りがあった。

公益財団法人亀岡市福祉事業団給与規程（以下、「福祉事業団給与規程」という。）には、給与の額及び支給方法については、亀岡市一般職員の給与に関する条例（以下、「亀岡市一般職員給与条例」という。）の例に準ずるものとする定められている。

規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

b 再雇用職員の勤務時間並びに給料及び時間外勤務手当の時間単価の計算に誤りがあった。

再雇用職員の雇用伺書を確認したところ、2名の再雇用職員に対し、週37時間45分の勤務で雇用する旨の人事

異動通知書を交付していた。その結果、給料及び時間外勤務手当の時間単価についても、誤った単価をもとに計算し支給していた。

公益財団法人亀岡市福祉事業団再雇用規程（以下、「福祉事業団再雇用規程」という。）には、勤務時間は、休憩時間を除き、1週間あたり15時間30分から31時間の範囲内で別に定めると定められている。また、福祉事業団再雇用規程において、給料は、亀岡市一般職員給与条例に規定する定年前再任用短時間勤務職員の例に準じ、理事長が別に定めると定められており、時間外勤務手当の算出方法は、常勤職員の例に準じると定められている。

規定に基づき、適正な事務処理をするとともに、必要に応じて福祉事業団再雇用規程及び関連する諸規程等の見直しを検討されたい。

イ 健康福祉部地域福祉課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金及び指定管理料に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

a 職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の時間単価の計算に誤りがあった。

福祉事業団給与規程に基づき、適正な事務処理を行うよう改善指示されたい。

b 再雇用職員の勤務時間並びに給料及び時間外勤務手当の時間単価の計算に誤りがあった。

福祉事業団再雇用規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導するとともに、関係書類についても十分精査されたい。また、再雇用職員の勤務実態に即して福祉事業団再雇用規程及び関連する諸規程等の見直しについて検討するよう改善指示されたい。

c 亀岡市福祉事業団から提出された目的外使用許可申請について、許可の手続きが取られていなかった。

亀岡市総合福祉センターの管理運営に関する基本協定書には、受注者は、利用者の利便性向上のため、自動販売機を設置するなど、亀岡市総合福祉センター条例で定めている業務以外に使用する場合は、あらかじめ発注者の許可を得なければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務が行われるよう改善されたい。

2 公益財団法人亀岡市農業公社の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市農業公社（以下、「農業公社」という。）は、急速な都市化混住化の進行により、畜産経営における家畜排せつ物に起因する環境汚染が問題となっているため、広域的な利用が可能な家畜排せつ物処理基幹施設（堆肥製造施設）を建設することにより、畜産経営に係る環境問題を解決し、安定した経営基盤の確立を図るとともに、施設で製造された良質の完熟堆肥の施用による土づくり対策を通じて、亀岡市における有機農業の確立と環境保全型農業を推進すること、多様な担手の意欲を大切にしながら新規就農者を支援することなどを目的として活動している。

これらの目的を達成するために、主に次の事業を行っている。

(ア) 堆肥事業

- a 畜産堆肥の製造に関する業務
- b 堆肥散布作業の受託に関する業務
- c 亀岡市土づくりセンターの施設及び付帯設備の維持管理に関する業務
- d その他堆肥事業に必要な業務

(イ) 農業公園事業

- a 体験農園等に関する業務
- b 農業公園の管理に関する業務
- c その他農業推進事業に必要な業務

(ウ) リサイクル事業

- a 動植物性残さの受入れ及び堆肥化に関する業務
- b その他リサイクル事業に必要な業務
- c その他農業公社の目的を達成するために必要な業務

イ 組織（令和6年3月31日現在）

- (ア) 役員 理事 8人
(うち理事長1人、副理事長1人、常務理事1人)
監事 2人
評議員 6人
- (イ) 事務局 事務局長 1人（常務理事兼務）
事務職員 1人
作業員 1人
臨時職員 3人

(2) 補助金の概要

令和5年度に亀岡市から農業公社へ交付された補助金総額は1,200,000円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

補助金名称	補助金額	補助内容
亀岡市農業振興助成金 (安全・安心のエコ農業 推進助成金(本市推奨優 良畜産堆肥支援))	1,200,000	優良畜産堆肥(さくら有機) を製造販売する組織を対象 に、さくら有機の販売に対し て、40リットル袋詰め1袋 につき100円を助成する。

(3) 指定管理料の概要

令和5年度に亀岡市から農業公社へ支払われた指定管理料は総額で10,100,000円であり、その内訳は以下のとおりである。

(単位：円)

指定管理施設	指定管理料	内訳
亀岡市農業公園	5,100,000	人件費(職員給与等)、事務 費(委託費、光熱水費、修繕 費等)
亀岡市土づくりセンター	5,000,000	業務用の機材に係る減価償却 費

(4) 監査の結果

ア 農業公社に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

イ 産業観光部農林振興課に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

3 亀岡商工会議所の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

亀岡商工会議所（以下、「商工会議所」という。）は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的として、幅広い活動を行っている。また、我が国商工業の発展に寄与することを目的としている。

これらの目的を達成するために、主に次の事業を行っている。

(ア) 商工会議所としての意見を公表し、これを国会・行政庁等に具申し、又は建議する

(イ) 行政庁等の諮問に応じて答申する

(ウ) 商工業に関する調査研究を行う

(エ) 商工業に関する情報及び資料の収集又は刊行を行う

(オ) 商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容、その他商工業に係る事項に関する証明・鑑定又は検査を行う

(カ) 輸出品の原産地証明を行う

(キ) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用する

(ク) 商工業に関する講演会又は講習会を開催する

(ケ) 商工業に関する技術及び技能の普及又は検定を行う

(コ) 博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行う

(サ) 商事取引に関する仲介又はあっせんを行う

(シ) 商事取引の紛争に関するあっせん・調停又は仲裁を行う

(ス) 商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行う

(セ) 商工業に関する産業公害についての調査研究又は相談に応ずる

(ソ) 商工業に関して、商工業者の信用調査を行う

- (タ) 商工業に関して、観光事業の改善発達を図る
- (チ) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行う
- (ツ) 行政庁から委託を受けた事務を行う
- (テ) その他、商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行う

イ 組織（令和6年3月31日現在）

(ア) 役員	会頭	1人（非常勤）
	副会頭	4人（非常勤）
	専務理事	1人
	常議員	26人（非常勤）
	監事	3人（非常勤）
(イ) 事務局	事務局次長	1人（特別経営指導員）
	事務局次長兼課長	1人（経営支援員）
	中小企業相談所長	1人（経営支援員）
	課長補佐	1人（経営支援員）
	一般職員	4人（うち経営支援員3人）
	パート職員	3人

(2) 補助金の概要

令和5年度に亀岡市から商工会議所へ交付された補助金総額は25,430,000円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

（単位：円）

補助金名称	補助金額	補助内容
亀岡市商工業振興普及事業補助金 （亀岡商工会議所事業活動）	14,000,000	商工会議所が商工業振興普及事業を行うために要する経費の補助

(3) 監査の結果

ア 商工会議所に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

イ 産業観光部商工観光課に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

4 公益社団法人亀岡市シルバー人材センターの概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益社団法人亀岡市シルバー人材センター（以下、「シルバー人材センター」という。）は、定年退職者等の高齢者（以下、「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保及び提供により、その就業を援助して、高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として活動している。

これらの目的を達成するために、主に次の事業を行っている。

(ア) 就業機会の開拓提供事業

(イ) 人材派遣事業

(ウ) 有料職業紹介事業

(エ) 生きがい対策事業

(オ) 地域貢献事業

イ 組織（令和6年3月31日現在）

(ア) 役員 理事 10人

（うち理事長1人、専務理事1人）

監事 2人

(イ) 事務局 事務局長 1人（専務理事兼務）

嘱託職員 4人

アルバイト職員 1人

(2) 補助金の概要

令和5年度に亀岡市からシルバー人材センターへ交付された補助金総額は4,853,000円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

補助金名称	補助金額	補助内容
公益社団法人亀岡市シルバー人材センター運営補助金	4,853,000	シルバー人材センターに係る人件費及び運営費に対する補助

(3) 監査の結果

ア シルバー人材センターに対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金に係る出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- a 嘱託職員の報酬及び諸手当を支給するにあたり、規程の定めが不十分であったため、適正な支給と判断できないものがあつた。

嘱託職員の報酬及び諸手当の支給は、公益社団法人亀岡市シルバー人材センター嘱託職員及び事務補助員の採用等に関する規程（以下、「シルバー人材センター嘱託職員及び事務補助員の採用等に関する規程」という。）に定められている。また、この規程の中で報酬及び諸手当それぞれの額は、公益社団法人亀岡市シルバー人材センター職員給与規程（以下、「シルバー人材センター職員給与規程」という。）に準ずると定められている。

両方の規程に不備が認められたので、規程を見直し適正な支給を行われたい。

- b 補助金実績報告書について、実績報告書文中に「亀岡市補助金等交付要領第7条の規定により」と記載されていた。

亀岡市シルバー人材センター運営補助金交付要領では「亀岡市シルバー人材センター運営補助金交付要領第7条の規定により」と定められている。

決裁等の過程において十分な確認をされたい。

イ 健康福祉部高齢福祉課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金に係る出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

a 嘱託職員の報酬及び諸手当を支給するにあたり、規程の定めが不十分であったため、適正な支給と判断できないものがあった。

嘱託職員の報酬及び諸手当の支給は、シルバー人材センター嘱託職員及び事務補助員の採用等に関する規程に定められている。また、この規程の中で報酬及び諸手当それぞれの額は、シルバー人材センター職員給与規程に準ずると定められている。

両方の規程に不備が認められたので、規程を見直し適正な支給が行われるよう改善指示されたい。

b 補助金実績報告書について、実績報告書文中に「亀岡市補助金等交付要領第7条の規定により」と記載されていた。

亀岡市シルバー人材センター運営補助金交付要領では「亀岡市シルバー人材センター運営補助金交付要領第7条の規定により」と定められている。

決裁等の過程において十分な確認をされたい。

c 補助金実績報告書について、補助対象の人件費及び運営費の記載はあるが、適正に執行されているか確認できなかった。

補助金実績報告書において、補助金がどのような経費に使用されたかを確認した上で、補助金の確定処理を行うよう改善されたい。